

各事業所 管理者 様

福 山 市 保 健 福 祉 局
長寿社会応援部高齢者支援課地域支援担当課長

基準緩和型訪問サービス（指定・委託）・基準緩和型通所サービス（指定・委託）の
単位・単価改定について（通知）

平素から本市保健福祉行政の推進に、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、見出しのサービスについて単位・単価は、次のとおりとします。
なお、サービスコード表の説明資料については、後日送付いたします。

1 対象事業

- （1）基準緩和型訪問サービス（指定）
- （2）基準緩和型訪問サービス（委託）※変更なし
- （3）基準緩和型通所サービス（指定）
- （4）基準緩和型通所サービス（委託）

2 サービス単位・単価表

	2024年3月末まで	2024年4月1日以降	報酬
基準緩和型訪問サービス（指定）	930単位	952単位	月額報酬
基準緩和型訪問サービス（委託）	7,900円	7,900円	月額報酬
基準緩和型通所サービス（指定）	1,230単位	1,338単位	月額報酬
基準緩和型通所サービス（委託）	2,690円	2,720円	回数払い

サービス単位・単価の考え方としては、指定については、基本報酬と介護職員等処遇改善加算を反映、委託については基本報酬を反映し、算定しています。

※サービス提供にあたっては、ケアマネジャーとサービス事業所等関係者間で事前に連携調整し、利用者や家族等に十分説明し、同意を得たうえで行ってください。

3 適用時期

2024年（令和6年）4月サービス提供分から

4 質問・照会の受付について

本改定にあたって、疑義・質問等がありましたら、下記アドレスにメールでお問い合わせください。

■送付先 koureisha-shien@city.fukuyama.hiroshima.jp

■件 名 基準緩和型サービスの報酬改定について

■ほ か メール文には、事業所名・担当者名・連絡先・質問内容を記載してください。

回答は個別に行わず、取りまとめて文書でお示ししますので、ご了承ください。

〔問い合わせ先〕

福山市 高齢者支援課 予防給付担当

TEL (084) 928-1189 / FAX (084) 928-7811